

## 田原本町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）に基づき、田原本町子ども読書活動推進計画（以下「推進計画」という。）を策定するため、田原本町子ども活動読書推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、教育長に報告する。

- (1) 推進計画の策定に関すること
- (2) その他推進計画策定のための必要な事項に関すること

(構成)

第3条 委員会は、27人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保育所、幼稚園、学校関係者 16人
- (2) 社会教育委員 3人
- (3) 読書活動推進団体関係者 2人
- (4) その他教育長が必要と認める者 6人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の報告を行う日までとする。なお、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期も同様とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は委員のうちから委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長がこれを招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会図書館において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行等)

- 1 この要綱は、平成17年10月20日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に招集される委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。
- 3 この要綱は、第2条の規定に基づく報告のあった日にその効力を失う。